

## 第2委員会報告資料

- 報告第10号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について  
・・・・・・・・ P 1
- 報告第11号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について  
・・・・・・・・ P 3
- 報告第12号 学校給食に係る和解に関する専決処分について・・・・・・・・ P 5
- 報告第23号 学校の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する  
専決処分について・・・・・・・・ P 6
- 福岡市立幼稚園のあり方について・・・・・・・・ P 12
- 学力向上のための教育課程の見直しについて（案）・・・・・・・・ P 22
- アイランドシティ地区小学校整備に関する基本計画について・・・・・・・・ P 25
- 福岡市立中学校空調整備事業に係る特定事業の選定について・・・・・・・・ P 33
- 第1回福岡市総合教育会議について・・・・・・・・ P 35

平成27年6月  
教育委員会

## 報告第 10 号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

### 1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

### 2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

### 3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。  
との判決を求める。

### 4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

| 事件番号及び事件名                                  | 訴 え の 相 手 方                       | 滞納学校<br>給 食 費 | 支払督促<br>申 立 日       | 専決処分<br>年 月 日       |
|--|-----------------------------------|---------------|---------------------|---------------------|
| 福岡簡易裁判所<br>平成 27 年(ハ)第 894 号<br>学校給食費請求事件  | ※個人が特定される情報に<br>ついては掲載しておりま<br>せん | 円<br>261,911  | 平成 27 年<br>1 月 15 日 | 平成 27 年<br>3 月 12 日 |
| 福岡簡易裁判所<br>平成 27 年(ハ)第 895 号<br>学校給食費請求事件  |                                   | 261,911       | 平成 27 年<br>1 月 15 日 | 平成 27 年<br>3 月 12 日 |
| 福岡簡易裁判所<br>平成 27 年(ハ)第 924 号<br>学校給食費請求事件  |                                   | 95,018        | 平成 27 年<br>1 月 15 日 | 平成 27 年<br>3 月 12 日 |
| 福岡簡易裁判所<br>平成 27 年(ハ)第 925 号<br>学校給食費請求事件  |                                   | 95,018        | 平成 27 年<br>1 月 15 日 | 平成 27 年<br>3 月 12 日 |
| 福岡簡易裁判所<br>平成 27 年(ハ)第 2837 号<br>学校給食費請求事件 |                                   | 203,168       | 平成 27 年<br>3 月 25 日 | 平成 27 年<br>5 月 7 日  |
| 福岡簡易裁判所<br>平成 27 年(ハ)第 2838 号<br>学校給食費請求事件 |                                   | 203,168       | 平成 27 年<br>3 月 25 日 | 平成 27 年<br>5 月 7 日  |
| 福岡簡易裁判所<br>平成 27 年(ハ)第 2784 号<br>学校給食費請求事件 |                                   | 216,224       | 平成 27 年<br>3 月 25 日 | 平成 27 年<br>5 月 26 日 |
| 福岡簡易裁判所<br>平成 27 年(ハ)第 2785 号<br>学校給食費請求事件 |                                   | 216,224       | 平成 27 年<br>3 月 25 日 | 平成 27 年<br>5 月 26 日 |
| 福岡簡易裁判所<br>平成 27 年(ハ)第 2949 号<br>学校給食費請求事件 |                                   | 292,926       | 平成 27 年<br>3 月 25 日 | 平成 27 年<br>5 月 26 日 |

## 報告第 11 号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、平成 27 年 5 月 26 日訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

### 1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

### 2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

### 3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。  
との判決を求める。

### 4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、平成 27 年 2 月 25 日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方らが督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

| 事件番号及び事件名                                  | 訴えの相手方                                | 滞納学校<br>給食費      |
|--|---------------------------------------|------------------|
| 福岡簡易裁判所<br>平成 27 年(ハ)第 3272 号<br>学校給食費請求事件 | <p>※個人が特定される情報については<br/>掲載しておりません</p> | 円<br><br>310,509 |
| 福岡簡易裁判所<br>平成 27 年(ハ)第 3273 号<br>学校給食費請求事件 |                                       | 310,509          |

## 報告第 12 号 学校給食に係る和解に関する専決処分について

福岡簡易裁判所に係属中の学校給食費請求事件において訴訟上の和解をすることについて、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、平成 27 年 4 月 14 日次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

### 1 事件番号及び事件名

福岡簡易裁判所平成 27 年（ハ）第 924 号及び第 925 号  
学校給食費請求事件

### 2 和解の相手方

○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○  
○ ○ ○ ○

※個人が特定される情報については  
掲載していません

### 3 和解条項

- (1) 相手方らは、本市に対し、本件債務として、合計 105,854 円（内訳は次のとおり）を連帯して支払う義務があることを認める。  
滞納学校給食費 91,064 円  
第 1 回口頭弁論期日までの延滞金 14,790 円
- (2) 相手方らは、本市に対し、連帯して、前号の金員を、次のとおり分割して、本市が指定する口座に振り込んで支払う。  
ア 平成 27 年 4 月から平成 28 年 4 月まで毎月末日限り 8,000 円ずつ  
イ 平成 28 年 5 月末日限り 1,854 円
- (3) 本市と相手方らは、前号の分割金について、滞納学校給食費、延滞金の順に充当することを合意する。
- (4) 相手方らが第 2 号の分割金の支払を 2 回分以上怠ったときは、相手方らは、当然に期限の利益を失い、本市に対し、直ちに第 1 号の滞納学校給食費及び延滞金の残額並びに平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する当該期限の利益を失った日の翌日から福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を連帯して支払う。
- (5) 本市は、相手方らに対するその余の請求を放棄する。
- (6) 本市と相手方らは、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、相互に何ら債権債務が存在しないことを確認する。
- (7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

## 報告第 23 号 学校の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する 専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、学校の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、平成 27 年 6 月 5 日次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

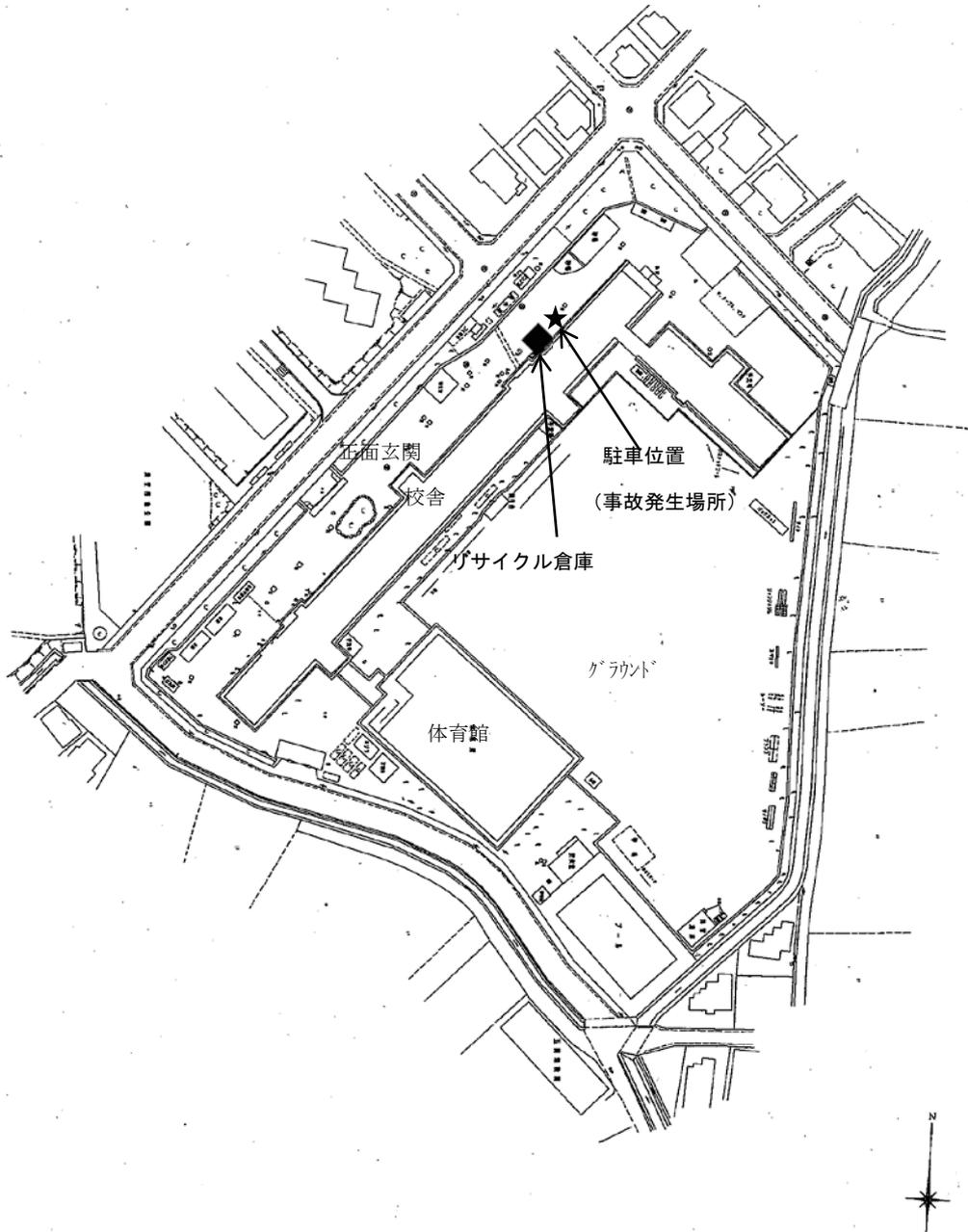
### 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

| 損害賠償の相手方                     | 損害賠償額     |
|------------------------------|-----------|
| ※個人が特定される情報については<br>掲載していません | 142,592 円 |

### 2 事件の概要

平成 27 年 3 月 17 日午後 2 時 15 分頃、市立有田小学校の敷地内に設置されていたリサイクル倉庫において資源物の搬出作業中、当該倉庫の老朽化により引戸のレールがたわみ、突然当該引戸が外れて倒れ、当該倉庫脇に駐車していた相手方〇〇〇〇氏所有の小型乗用自動車に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

# 有田小学校平面図









外れた引戸



倉庫内側上部に、木材で補強した箇所がある。

○倉庫レール土台(人が乗っていない状態)



○倉庫レール土台(人が乗った状態-約1cmたわむ)



# 福岡市立幼稚園のあり方について

## I はじめに

本市の幼稚園教育の始まりは明治後期であり、私立の経営でした。その後、幼児教育が社会的要求として高まりをみせ、市内各地に私立幼稚園が設置されました。

一方、福岡市の3～5歳の幼児人口は、昭和50年の53,005人をピークに減少に転じており、平成12年には37,622人と大幅に減少しています。

こうした背景のもと、幼児人口の減少に伴う幼稚園を取り巻く状況が厳しくなったため、平成16年度に教育委員会内部に「市立幼稚園運営検討委員会」を設置し、市立幼稚園の今後のあり方について検討を始めました。

しかし、平成17年度に国において新たに「総合施設モデル事業」が開始され、就学前教育・保育を一貫して捉えた総合施設のあり方の検討が進んでいたことなどから、その動向を見守っていましたが、その後、平成18年度に包括外部監査の意見が出されたことから、これにあわせて、市立幼稚園の役割・必要性を整理し、各園が立地する地域の保育需要などを踏まえ、検討を進めてきました。

## II 市立幼稚園の役割の整理

### 1 市立幼稚園の設置経緯と必要性の変化

#### (1) 市立幼稚園の設置

本市では、市立幼稚園8園（うち1園は休園中）を設置しています。

設置経緯については、市立福岡女子高校の保育実習の場として設置された2園（赤坂、姪浜）と、町村合併により引き継いだ7園（和白、雁の巣、金武、入部、内野、脇山（平成13年4月から休園中）、曲渕（平成20年3月廃園））があります。

#### (2) 市立幼稚園の役割の整理

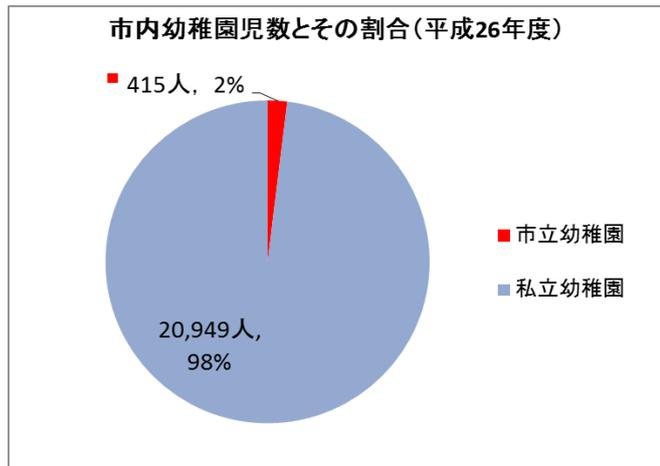
赤坂幼稚園、姪浜幼稚園については、福岡女子高校の移転及び児童福祉法の改正により保育士受験資格が短大卒業程度に引き上げられたことなどによる福岡女子高校の学科転換などにより実習園としての必要性はなくなっています。

また、昭和30年代から40年代に設置され、その後、周辺町村との合併により引き継ぎ、現在、運営している5園（和白、雁の巣、金武、入部、内野）については、昭和40年代以降、市立幼稚園周辺にも私立幼稚園が設置され、現在では、通園可能な範囲に私立幼稚園があります。

## 2 園児数の状況

市内幼稚園児のうち、約98%が私立幼稚園に通園しており、市立幼稚園に通園している園児は約2%に留まっています。市立幼稚園周辺の私立幼稚園の状況を見ても私立幼稚園の受け入れ可能数が幼稚園児数を上回っている状況にあります。

また、今後も幼稚園児数は年々減少していく見込みであり、私立幼稚園で市内の全幼稚園児を受け入れることが十分可能です。

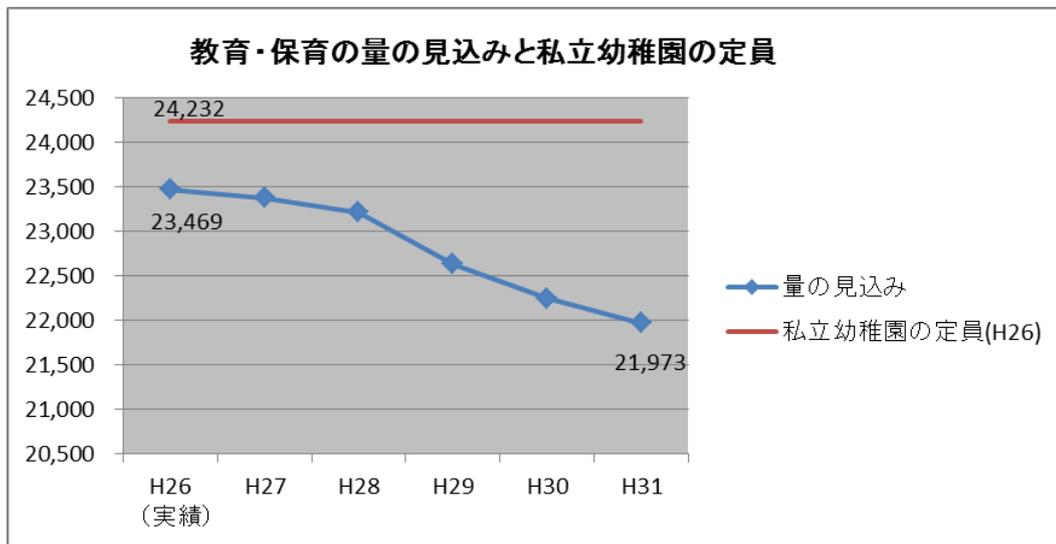


■教育・保育の量の見込み(学校教育のみ)

(単位:人)

| 区域  | 区分                   | H26年度<br>(実績)<br>(A) | (単位:人) |        |        |        |                      | 5年間の<br>増減<br>(B)-(A) |
|-----|----------------------|----------------------|--------|--------|--------|--------|----------------------|-----------------------|
|     |                      |                      | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  | H31年度<br>(目標)<br>(B) |                       |
| 全市計 | 量の見込み(C)             | 23,469               | 23,375 | 23,212 | 22,633 | 22,251 | 21,973               | ▲ 1,496               |
|     | 私立幼稚園の定員<br>(H26)(D) | 24,232               | 24,232 | 24,232 | 24,232 | 24,232 | 24,232               |                       |
|     | 差 (D)-(C)            | 763                  | 857    | 1,020  | 1,599  | 1,981  | 2,259                |                       |

(「第4次福岡市子ども総合計画」より作成)



平成21年度から平成26年度の定員充足率の状況を見ると、市立幼稚園は減少基調にあり、平成26年度には60%を割り、大幅に定員を下回っている状況です。一方、私立幼稚園の定員充足率は80%台で推移していますが、定員と園児数には約3,200人(H26)の差があり、市立幼稚園の園児(H26:415人)を受け入れる十分な余裕があります。

(1) 市立幼稚園児の推移（平成21～26年度）

| 区 分           | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 定 員           | 695    | 695    | 695    | 695    | 695    | 695    |
| 園 児 数         | 466    | 445    | 471    | 470    | 434    | 415    |
| 定員充足率（園児数/定員） | 67.1%  | 64.0%  | 67.8%  | 67.6%  | 62.4%  | 59.7%  |

（各年度5月1日現在）

(2) 私立幼稚園児の推移（平成21～26年度）

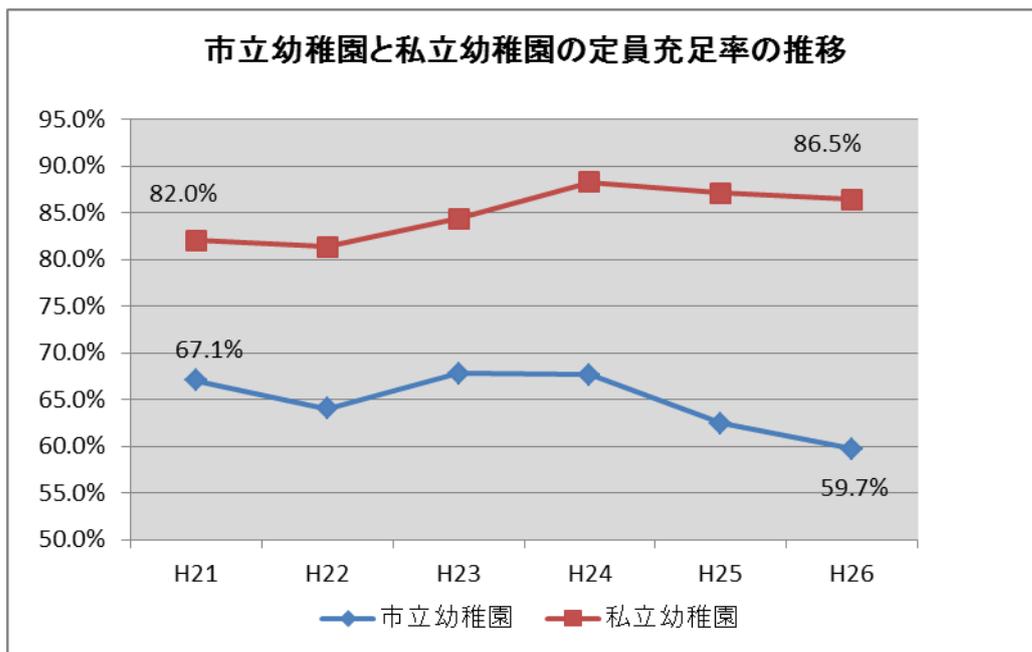
| 区 分           | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 定 員           | 23,405 | 23,550 | 23,592 | 23,383 | 24,147 | 24,232 |
| 園 児 数         | 19,203 | 19,168 | 19,906 | 20,645 | 21,039 | 20,949 |
| 定員充足率（園児数/定員） | 82.0%  | 81.4%  | 84.4%  | 88.3%  | 87.1%  | 86.5%  |

（各年度5月1日現在）

(3) 市内幼稚園児の推移（平成21～26年度）

| 区 分                        | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 定 員（私立+市立）                 | 24,100 | 24,245 | 24,287 | 24,078 | 24,842 | 24,927 |
| 園 児 数（私立+市立）               | 19,669 | 19,613 | 20,377 | 21,115 | 21,473 | 21,364 |
| 定員充足率（園児数/定員）              | 81.6%  | 80.9%  | 83.9%  | 87.7%  | 86.4%  | 85.7%  |
| 市立幼稚園児の割合<br>（市立園児数/市内園児数） | 2.4%   | 2.3%   | 2.3%   | 2.2%   | 2.0%   | 1.9%   |

（各年度5月1日現在）



### 3 私立幼稚園における教育

#### (1) 幼稚園の教育内容

私立幼稚園も、市立幼稚園と同様に、幼稚園教育要領に基づき、幼児期にふさわしい教育が行われています。また、私立幼稚園では、それぞれの建学の精神に基づき、音楽、体育、絵画などの多彩なカリキュラムを提供し、様々な立地環境を生かした特色ある教育も行われています。

#### (2) 幼小連携

幼小連携については、小学校が中心になり、幼稚園や保育所等と連携し、小学校の授業公開や就学前教育の授業参観、幼児と児童との交流、教員同士の情報交換などを実施し、滑らかな接続を図っています。

これらの取組を生かし、平成 26 年度より私立幼稚園を含めた「福岡市保・幼・小・中連絡協議会」を開催し、幼児期から小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育内容や、校種間の連携のあり方などを協議しております。私立幼稚園連盟やこども未来局などの関係機関と連携して、合同研修会の実施や他団体への研修参加など連携強化のネットワークづくりを進めており、今後も幼児教育の質の向上に向けて取り組みます。

#### (3) 私立幼稚園における多様な受け入れ体制

##### ア 3歳児就園、預かり保育

3歳児就園については、市立幼稚園では、平成 13 年度から金武幼稚園で、平成 14 年度から雁の巣幼稚園で実施していますが、私立幼稚園では、市内すべての園で行っております。

預かり保育については、市立幼稚園では実施していませんが、私立幼稚園のほとんどで、通常の保育時間(10 時頃から 14 時頃)の前後に預かり保育を導入しており、さらに、預かり保育とは別にスポーツや英語などの課外教室などを実施しているところもあります。

##### イ 障がい児の受け入れ

障がい児については、私立幼稚園でも療育センター等との連携をとりながら対応し受け入れを行っており、個々の幼児の障がいの状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫が計画的、組織的に行われています。

##### ウ 年度中途の受け入れ

転入出の多い地域の市立幼稚園においては、年度中途の園児受け入れを行っておりますが、私立幼稚園についても、保護者の転入出などによる園児の異動があった場合、年度中途での入園にも対応しています。

#### (4) 教員の資質の確保

市立幼稚園の教員は、福岡市教育センターや各幼稚園で実施する研修などに参加し、実技

や専門知識などを習得していますが、私立幼稚園では、福岡市私立幼稚園連盟が福岡市私立幼稚園教育センターを設置しており、幼稚園教育の質の向上をめざして、教員、保護者を対象とした研修事業を実施しているほか、学校法人や団体単位での研修も行われるなど、教員の資質の確保に向けた取組がなされています。

### Ⅲ 市立幼稚園の今後について

市立幼稚園については、かつて市立福岡女子高校の実習園であった赤坂幼稚園、姪浜幼稚園については実習園としての必要性がなくなっています。また、周辺市町村との合併により引き継ぎ運営している5つの幼稚園（和白、雁の巣、金武、入部、内野）についても、現在、通園可能な範囲に私立幼稚園が設置されています。

また、現在ある私立幼稚園で市内すべての幼稚園児を受け入れ可能な状況にあること、さらには、市立幼稚園も私立幼稚園も同等の教育を受けられる状況などを総合的に勘案し、市立幼稚園としての役割を終えることとし、その幼稚園施設については、教育財産としての活用や、新たな子ども関連施設に優先的に活用していきます。

### Ⅳ 幼稚園施設の新たな役割

#### 1 学校教育の充実

##### (1) 小学校敷地内にある幼稚園

小学校と同一敷地内にある赤坂幼稚園、金武幼稚園、脇山幼稚園（休園中）については小学校施設として活用していきます。

##### (2) 市立幼稚園運営経費

市立幼稚園の運営経費（平成26年度 約2億5千万円）については、市立小中学校の学力向上の取組や、老朽化した学校施設の改修、大規模改造などの教育環境の整備に活用していきます。

#### 2 子ども関連施設への優先的な活用

##### (1) 行政用途での活用

姪浜幼稚園、和白幼稚園、雁の巣幼稚園、入部幼稚園、内野幼稚園については、まず、市内部での利用希望調査を行い、利用希望がある施設については行政用途として活用していきます。

##### (2) 子ども関連施設での活用

市内部での利用希望がない施設については、子ども関連施設での活用について民間事業者

を募集し、原則として、子ども関連施設としての有効活用を検討します。

民間事業者の募集については、公募要件の検討、公募準備、民間事業者公募、選考委員会による事業者選考、引き渡し手続きの順で事業者選定を進め、できるだけ空白期間を生じさせずに民間事業者による跡地利用が行えるよう準備を行っていきます。

## V 閉園スケジュール

市立幼稚園の閉園スケジュールについては、在園中の園児の教育環境に大きな変化が生じないよう閉園を前提とした説明を募集段階から実施し、翌年以降、募集停止を行いながら進めていきます。

2年保育の幼稚園（赤坂、姪浜、和白、入部、内野、脇山）は平成29年度末に、3年保育の幼稚園（雁の巣、金武）は平成30年度末に閉園します。

| 区分                   | 平成26年度 | 平成27年度               | 平成28年度                          | 平成29年度                            | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------------------|--------|----------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--------|--------|
| 赤坂、姪浜、和白<br>入部、内野、脇山 | 募集     | 閉園前提の募集<br>(在園4・5歳児) | ※閉園前提の募集<br>4歳募集無し<br>(在園4・5歳児) | 募集停止<br>(在園5歳児)                   | 閉園     |        |
| 雁の巣、金武               |        | 閉園前提の募集<br>(在園3～5歳児) | ※閉園前提の募集<br>3歳募集無し<br>(在園3～5歳児) | ※閉園前提の募集<br>3・4歳募集無し<br>(在園4・5歳児) |        |        |

※募集については、当該年度に募集する翌年度の園児募集を表す。

## 《参考資料》

## 市立幼稚園の状況

| 区 分                                 | 赤坂  | 姪浜   | 和白  | 雁の巣   | 金武  |
|-------------------------------------|---|--|---|---|---|
| 住所                                  | 中央区<br>赤坂二丁目  | 西区<br>内浜一丁目  | 東区<br>和白五丁目   | 東区<br>雁の巣一丁目  | 西区<br>大字金武  |
| 創設年月                                | 昭和28年6月   | 昭和49年4月  | 昭和30年4月   | 昭和34年1月   | 昭和30年4月   |
| 園地面積                                | 1,962 m <sup>2</sup>  | 3,430 m <sup>2</sup>   | 2,075 m <sup>2</sup>  | 1,725 m <sup>2</sup>  | 1,369 m <sup>2</sup>  |
| 園舎面積                                | 595 m <sup>2</sup>  | 716 m <sup>2</sup>   | 527 m <sup>2</sup>  | 494 m <sup>2</sup>  | 642 m <sup>2</sup>  |
| 園舎構造                                | 鉄筋コンクリート造   | 鉄筋コンクリート造  | 鉄筋コンクリート造   | 鉄骨造   | 鉄筋コンクリート造   |
| 現園舎建設年                              | 昭和50年4月   | 平成8年4月   | 昭和55年3月   | 昭和50年3月   | 平成6年3月  |
| 学級数                                 | 3   | 3  | 3   | 3   | 3   |
| 定 員                                 | 105 人   | 105 人  | 105 人   | 85 人  | 85 人  |
| 園児数(H26)                            | 82 人<br>78.1%   | 79 人<br>75.2%  | 73 人<br>69.5%   | 55 人<br>64.7%   | 74 人<br>87.1%   |
| 3 歳児                                | -   | -  | -   | 15  | 15  |
| 4 歳児                                | 35  | 35   | 38  | 21  | 29  |
| 5 歳児                                | 47  | 44   | 35  | 19  | 30  |
| 備 考                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和28年6月24日 福岡女子高校の父母教師会の資金で園舎及び付属施設を建設「私立赤坂幼稚園」として発足</li> <li>昭和36年4月1日 設置者変更により市立となる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和49年4月1日 福岡女子高校の移転に伴い付属幼稚園として設置</li> <li>平成7年4月1日 女子高校の保育科学科改編に伴い姪浜幼稚園と改称</li> <li>平成8年4月1日 区画整理事業に伴い移転開設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和30年4月10日 糟屋郡和白町立として設置</li> <li>昭和35年8月27日 福岡市に編入され市立となる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和34年1月1日 糟屋郡和白町立和白幼稚園雁の巣分園として設置</li> <li>昭和35年8月27日 福岡市に編入され市立となる</li> <li>昭和63年4月1日 雁の巣幼稚園となる</li> <li>平成14年4月1日 3歳児就園を開始</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和30年4月1日 早良郡金武村立として設置</li> <li>昭和35年8月27日 福岡市に編入され市立となる</li> <li>平成9年4月1日 3歳児就園の試行開始</li> <li>平成13年4月1日 3歳児就園を本格実施</li> </ul> |
| (入園料 5,550円、保育料 7,700円/月 平成20年4月改正) |   |  |   |   |   |

\*園児数は平成26年5月1日現在

\*%は定員充足率

\*入部幼稚園及び内野幼稚園の定員は105人であるが、2学級(最大定数70人)で運営している。

| 入部  | 内野   | 脇山  | 曲渕  | 合計                   |
|---|--|---|---|----------------------|
| 早良区<br>東入部二丁目   | 早良区<br>内野八丁目   | 早良区<br>大字脇山   | 早良区<br>大字曲渕   |                      |
| 昭和46年5月   | 昭和47年10月   | 昭和49年4月   | 昭和31年4月   |                      |
| 2,382 m <sup>2</sup>  | 1,412 m <sup>2</sup>   | 412 m <sup>2</sup>  | (曲渕小学校)   |                      |
| 568 m <sup>2</sup>  | 371 m <sup>2</sup>   | 353 m <sup>2</sup>  | 198 m <sup>2</sup>  | 4,464 m <sup>2</sup> |
| 木造  | 鉄骨造  | 鉄筋コンクリート造   | 鉄筋コンクリート造   |                      |
| 昭和47年3月   | 昭和47年1月  | 昭和50年3月   | 昭和49年3月   |                      |
| 2   | 2  |   |   | 19 学級                |
| 105 人   | 105 人  |   |   | 695 人                |
| 22 人<br>21.0%   | 30 人<br>28.6%  | 休園中<br>(平成13年度～)  | 平成20年3月末<br>廃園  | 415 人                |
| -   | -  |   |   | 59.7%                |
| -   | -  |   |   | 30 人                 |
| 9   | 17   |   |   | 184 人                |
| 13  | 13   |   |   | 201 人                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和46年5月1日<br/>早良郡早良町立<br/>早良幼稚園として設置</li> <li>昭和47年10月1日<br/>内野幼稚園開園<br/>に伴い入部幼稚園<br/>として改称</li> <li>昭和50年3月1日<br/>福岡市に編入され<br/>市立となる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和47年10月1日<br/>早良郡早良町立<br/>として設置</li> <li>昭和50年3月1日<br/>福岡市に編入され<br/>市立となる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和49年4月1日<br/>早良郡早良町立<br/>として設置</li> <li>昭和50年3月1日<br/>福岡市に編入され<br/>市立となる</li> <li>平成13年4月1日<br/>園児数の減少により<br/>休園</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和31年4月1日<br/>早良郡早良町立<br/>として設置</li> <li>昭和50年3月1日<br/>福岡市に編入され<br/>市立となる</li> <li>平成5年4月1日<br/>園児数の減少により<br/>休園</li> <li>平成20年3月末<br/>廃園</li> </ul> |                      |

# 市立幼稚園の状況

H26年5月1日現在

幼稚園名  
園児数/定員 (%)

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 合計  | 415/695 (59.7%) |
| 3歳児 | 30              |
| 4歳児 | 184             |
| 5歳児 | 201             |

|        |               |
|--------|---------------|
| 雁の巣幼稚園 | 55/85 (64.7%) |
| 3歳児    | 15            |
| 4歳児    | 21            |
| 5歳児    | 19            |

|       |                |
|-------|----------------|
| 和白幼稚園 | 73/105 (69.5%) |
| 3歳児   | —              |
| 4歳児   | 38             |
| 5歳児   | 35             |

|       |                |
|-------|----------------|
| 姪浜幼稚園 | 79/105 (75.2%) |
| 3歳児   | —              |
| 4歳児   | 35             |
| 5歳児   | 44             |

|       |               |
|-------|---------------|
| 金武幼稚園 | 74/85 (87.1%) |
| 3歳児   | 15            |
| 4歳児   | 29            |
| 5歳児   | 30            |

|       |                |
|-------|----------------|
| 赤坂幼稚園 | 82/105 (78.1%) |
| 3歳児   | —              |
| 4歳児   | 35             |
| 5歳児   | 47             |

|       |                |
|-------|----------------|
| 入部幼稚園 | 22/105 (21.0%) |
| 3歳児   | —              |
| 4歳児   | 9              |
| 5歳児   | 13             |

|       |                |
|-------|----------------|
| 内野幼稚園 | 30/105 (28.0%) |
| 3歳児   | —              |
| 4歳児   | 17             |
| 5歳児   | 13             |

鷹山幼稚園  
(休園中 H13~)

## 学力向上のための教育課程の見直しについて（案）

### 1 趣旨

児童生徒の実態や課題に応じた補足的な学習や発展的な学習をより計画的に行い、一人ひとりの確かな学力の向上をめざすとともに、夢を育み、心を育てるために、始業日・終業日（休み期間）の見直しや「代休日を設けない土曜授業」の全市的な実施を行うもの。

### 2 背景

#### (1) 児童生徒のさらなる学力向上の必要性

全国学力・学習状況調査や、福岡市独自の生活習慣・学習定着度調査などをもとに、「学力パワーアップ総合推進事業」を中核とした全市的な学力向上の取組を行ってきた。福岡市の児童生徒の学力実態は、平均正答率で見ると、ほぼ全国平均と同等である。しかし、各学校の学力実態の分析で見ると、児童生徒の学力には開きがあり、一人ひとりの学力課題に応じたきめ細かな学力向上の取組がさらに必要である。

そのためには、通常の授業に加え、補足的な学習や発展的な学習を各学校の教育指導計画に明確に位置づけることが重要である。しかし、現行の標準日数・標準時数では、そのための時数を十分に捻出することが困難である。

#### (2) 教育環境の整備

夏季における子どもたちの健康を守るという観点から、小中学校の普通教室に空調設備を順次整備しており、夏季において暑熱を避け学習に取り組む教育環境が整う。

#### (3) 土曜授業の推進

福岡市では平成 24 年に、学校週 5 日制の趣旨を踏まえつつ、学校と家庭、地域住民等と共に連携協力しながら「開かれた学校づくり」を一層推進するために、「代休日を設けない土曜授業」を各学校が行うことができるようにした。

さらに、平成 25 年に学校教育法施行規則の一部が改正され、教育委員会の判断により、土曜授業を行うことが可能となった。

このことにより、全国的にも、また近隣の自治体においても、「代休日を設けない土曜授業」の実施がさらに進められている。

### 3 目標

児童生徒の実態や課題に応じた補足的な学習や発展的な学習を計画的に行い、全国トップレベルの学力をめざすとともに、夢を育み、心を育てる。

※学力課題の大きな児童生徒には、基礎的な知識・技能の定着を図る補足的な学習の徹底が不可欠であり、一方で、学習内容の定着が十分な児童生徒には、思考力や表現力などを一層伸ばす発展的な学習が重要である。

#### 4 教育課程の見直し

##### (1) 始業日・終業日（休み期間）の見直しについて

###### 春休み期間の見直し

- ・ 1学期の始業日を現行4月5日から4月7日とする。

※児童生徒が、年度始めの準備や心構えに余裕を持って取り組むための時間を確保する。

###### 夏休み期間の見直し

- ・ 1学期の終業日を現行7月20日から7月21日とする。
- ・ 2学期の始業日を現行9月1日から8月27日とする。

※学習内容が最も多い2学期において、その始めや終わり、定期考査前などに、補充的な学習や発展的な学習を行う時間を確保する。

###### 冬休み期間の見直し

- ・ 2学期の終業日を現行12月24日から12月22日とする。
- ・ 3学期の始業日を現行1月8日から1月7日とする。

※年間で最も短い3学期の日数を1日増やし、教科学習のまとめの時間を確保する。

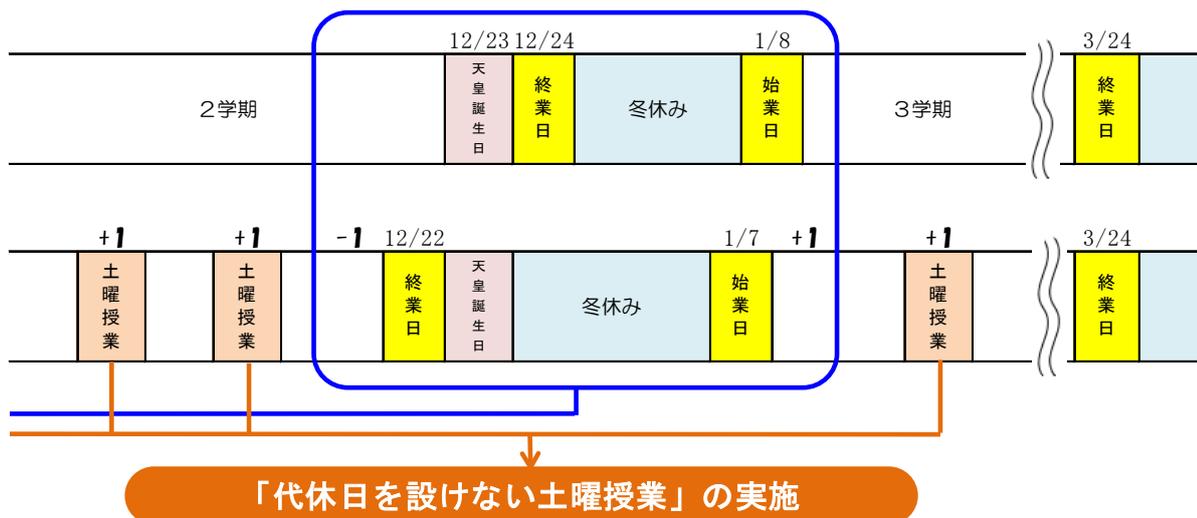
##### (2) 「代休日を設けない土曜授業」の実施について

###### 「代休日を設けない土曜授業」の年4回実施

- ・ 1学期に1回、2学期に2回、3学期に1回実施する。

※平日に行ってきた体験的活動や社会人講話などを土曜日を実施することで、「共育」を推進するとともに、平日の学力向上の取組に時間の余裕を生み出す。

教育課程の見直しにより、年間で8日の授業日数を生み出し、学力向上をめざすとともに、夢を育み、心を育てるために活用する。



## 5 教育内容

### (1) 補充的な学習

学力課題の大きな児童生徒に基礎的な知識・技能の確実な定着を図る。

- ・習得が不十分な内容を**学び直す学習**
- ・類似問題，ドリルの取組を**繰り返す学習**
- ・少しずつ難しい問題へと**積み重ねる学習**

### (2) 発展的な学習

知識・技能の習得が十分な児童生徒の思考力や表現力などの伸長を図る。

- ・思考しながら，理解を**深める学習**
- ・調べたことを表現しながら，知識を**広げる学習**
- ・より高度な学習内容を選んで，自ら**進める学習**

### (3) 「代休日を設けない土曜授業」

家庭や地域との「共育」を推進しながら，児童生徒の夢を育み，心を育てる。

- ・**道徳教育の推進**  
地域人材を活用した道徳の時間の授業 等
- ・**キャリア教育の推進**  
アントレプレナーシップ教育，立志式，2分の1成人式 等
- ・**国際教育の推進**  
ゲストティーチャーやネイティブスピーカーを活用した英語の授業 等

## 6 スケジュール予定

|              |   |
|--------------|---|
| 平成 27 年 6 月  | ・第 2 委員会報告  |
| 7 月～         | ・有識者懇話会（仮称）（3 回程度開催予定）<br>・アンケート実施（保護者・校長・教員・市政モニター）<br>・アンケート集約と修正案検討<br>・校長会等との意見交換会（3 回程度開催予定） |
| 10 月         | ・第 2 委員会報告  |
| 11 月         | ・方針決定   |
| 12 月～        | ・各学校において教育指導計画を策定   |
| 平成 28 年 4 月～ | ・見直し後の教育課程実施  |

## アイランドシティ地区小学校整備に関する基本計画について

### 1 分離新設（小学校の新設）の必要性

照葉小学校については、平成 19 年度開校後の児童数増加に対応するため、段階的に教育環境整備を行ってきたところであるが、現在、博多港開発工区において、アイタワー（285 戸、H28.3 入居予定）、オーヴィジョン照葉アクアテラス（148 戸、H27.11 入居予定）といった大規模な集合住宅が建設中であること、市 5 工区においても、4 棟のタワー型マンション（総数 1,032 戸）建設事業について、事業予定者と土地売買仮契約が締結され、平成 27 年 3 月に土地の引渡しが行われたことから、住宅開発による児童数の急激な増加が見込まれる。

このため、照葉小学校については、平成 29 年度から過大規模校となり、その後、過大規模の状態が継続することから、「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」に基づき、照葉小学校の分離新設を行うものである。

また、アイランドシティは、約 18,000 人の計画人口が見込まれており、開発行為についての技術的基準である「福岡市開発技術マニュアル」において、小学校の設置が 2 校必要な開発規模とされている。

なお、中学校については、今後も生徒数が増加していくことから校舎増築等の施設整備の検討は行うものの、適正規模校として推移することが見込まれるため、新設は行わない。

## 2 照葉校区における課題

### (1) 児童生徒数の増加

照葉校区では、住宅開発による児童生徒数の増加が進んでいる。特に児童数の増加は顕著であり、平成 29 年度から照葉小学校は過大規模校となる。

○児童生徒数, 学級数の推移 (各年 5 月 1 日現在, 特別支援学級を除く)

| 年度  | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 児童数 | 137 | 270 | 402 | 508 | 611 | 727 | 798 | 845 | 935 |
| 学級数 | 7   | 9   | 15  | 17  | 20  | 23  | 25  | 26  | 30  |
| 生徒数 | —   | 56  | 82  | 119 | 155 | 198 | 236 | 259 | 311 |
| 学級数 | —   | 3   | 3   | 4   | 6   | 6   | 7   | 8   | 10  |

○平成 26 年度児童生徒数, 学級数の推計 (特別支援学級を除く)

| 年度  | H28 | H29       | H30       | H31       | H32       | H33       | H34       | H35       |
|-----|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 児童数 | 984 | 1,074     | 1,197     | 1,259     | 1,379     | 1,519     | 1,545     | 1,586     |
| 学級数 | 30  | <b>32</b> | <b>36</b> | <b>38</b> | <b>41</b> | <b>44</b> | <b>45</b> | <b>46</b> |
| 生徒数 | 379 | 407       | 444       | 496       | 531       | 561       | 596       | 653       |
| 学級数 | 12  | 12        | 13        | 15        | 15        | 17        | 17        | 18        |

### (2) 教室数の不足

今後も児童生徒数は増加していくことから、照葉小中学校の教室不足が見込まれる。

### (3) 自校方式での学校給食

照葉小中学校では自校方式での給食を実施しているが、既存の給食室では調理が限界にきている。

上記のことから、新設小学校の整備は急務であり、新設小学校が開校するまでの間の現照葉小中学校の教育環境整備についても適切な対応が必要である。

### 3 照葉校区における小中連携教育と新設小学校の基本コンセプト

#### 3-1 照葉校区における小中連携教育

本市では、小中連携教育を推進するために市内全中学校ブロックにおいて、小学校6年間・中学校3年間の学校制度をもとに、義務教育9年間を見通して「4（小1～4：前期）・3（小5～中1：接続期）・2（中2～3：後期）」の発達段階に応じた連続性のある指導を積み上げるとともに、特に接続期においては、小学校から中学校への円滑な接続に重点を置いた指導を行っている。

とりわけ、小中学校の施設が一体的に整備された照葉小中学校では、小中双方の教員が容易に学校間を移動し、校種を超えた授業支援を行うとともに、ランチルームをはじめとした小中学生の交流ゾーンを設けることで、9学年の子どもたちの交流を促進するなど、施設一体型ならではの強みを生かした小中連携教育を実践している。

#### 3-2 新設小学校の基本コンセプト

新設小学校については、近接性を生かした2小1中による一体的な教育活動を展開するとともに、アイランドシティ地区における先進的な教育を実践する学校づくりを目指す。

- ・新設小学校と照葉小中学校の小中連携教育の取り組みを推進するため、照葉小中学校と同様、教員の校種を超えた授業支援を行うことにより、既存の小中学校とともに教育力の向上を図る。
- ・ランチルームをはじめとした小中学生の交流ゾーンを活用することにより、小中学生の交流を促し、子どもたちの豊かな心を育成する。
- ・アイランドシティまちづくりの基本方針やアイランドシティ環境配慮指針等を踏まえ、緑化の推進や自然エネルギー等の活用などアイランドシティの自然環境やまちなみと調和した学校づくりに取り組む。

## 4 新設小学校の整備方針

### 4-1 前提条件

新設小学校の基本設計に着手するにあたり、必要な前提条件を整理する。

#### (1) 開校までのスケジュール・検討体制

新設小学校は、平成 27～28 年度に基本・実施設計、平成 29～30 年度に新校舎の建設工事を行い、平成 31 年度の開校を目指す。

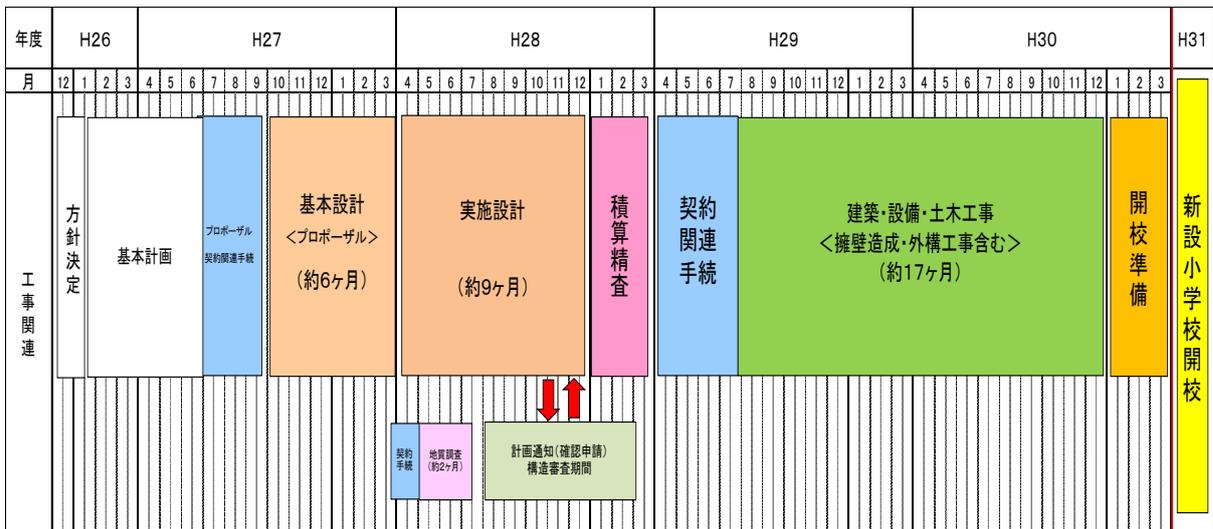
なお、設計者の選定方法については、公共工事の品質確保の促進に関する法律において「競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある」とされていることや、本市においても一定規模以上の施設の建築等の設計については、技術的な能力を審査することにより設計者を選定していることから、プロポーザル方式で実施する。

また、新設小学校の開校準備にあたっては、保護者・地域・学校・行政からなる「開校準備委員会」を設置し検討を行う。

#### 【開校準備委員会】

- ① 校名、校章、校歌など、新設小学校の開校準備に関すること
- ② 教育目標等に関すること
- ③ 通学路に関すること
- ④ 施設整備に関すること

#### 【開校までのスケジュール（案）】



(2) 敷地条件

新設小学校の学校用地は、照葉小学校と同様、照葉中学校との小中連携教育を効果的に機能させる必要があることから、「アイランドシティ事業計画（平成 21 年 12 月港湾局策定）」において小学校等予定地として確保されている照葉小中学校の北側隣接地とする。

① 土地

福岡市東区香椎照葉 7 丁目 27 番 12 及び 24 番 169

② 学校用地面積

約 17,500 m<sup>2</sup>

③ 用途地域

第二種中高層住居専用地域（建ぺい率 60%，容積率 200%）及び  
第二種住居地域（建ぺい率 60%，容積率 300%）

④ 位置図（下図のとおり）



(3) その他の条件

児童福祉施設

留守家庭子ども会は校舎内もしくは校舎に近接した場所に設置を検討する。

## 4-2 施設構成

### (1) 「福岡市小中学校施設整備指針」を参考とした施設構成

本指針を参考として、施設整備の基本的な考え方及び配慮事項等を考慮した施設構成の例を以下に示す。なお、ここに示した施設構成及び各室の広さについては、今後基本設計を行う中でより詳細に検討する。 ※1CRの基準は8m×8m

| 施設区分     | 施設内容(案)   |
|----------|---|
| 校舎       | 普通教室 普通学級 18CR, 特別支援教室 2CR  |
|          | 理科室 2CR, 音楽室 2CR, 図工室 2CR, 相談室 0.5CR, 児童会室 0.5CR<br>家庭科室兼ランチルーム<br>＜家庭科室, ランチルームの2教室の一体的な整備によるコンパクト化の検討＞<br>メディアセンター<br>＜図書室, パソコン教室の2教室の一体的な整備によるコンパクト化の検討及び、学習スペースとしても利用できる仕様の検討＞<br>多目的室 4CR<br>＜少人数指導教室, 第2音楽室や合同会議室等としても利用できる仕様の検討＞    |
|          | 校長室 0.5CR, 職員室 2CR, 保健室 1CR, 事務室 0.5CR, PTA 会議室 0.5CR<br>用務員室(作業スペース含む) 1CR, 放送室 0.5CR, 印刷室 0.5CR, 資料室 0.5CR<br>職員用更衣室・休養室(男女各) 1CR, 職員用シャワー室(男女各) 0.5CR<br>教具室 0.5CR/階(資料室が整備されている階は不要) 職員用便所 1CR<br>給食室 4.5CR(ドライ方式, 調理員控室含む) 配膳室 0.5CR/階 |
|          | 廊下(両側教室の場合は幅4m程度)<br>階段, エレベーター, 児童用便所 2CR/階, 一般玄関 0.5CR, 昇降口 2CR   |
| 講堂兼体育館   | 床面積 約930㎡<br>アリーナ(24m×29m), ステージ, 更衣室, 器具庫, 便所  |
| プール      | 床面積 約560㎡<br>プール槽(25m×9.5m:5コース), 更衣室, シャワー室, 便所  |
| 運動場      | トラック(150m), 走路(直線60m+助走路15m)<br>球技スペース(ソフトボール場の場合, 両翼70m程度)<br>体育用具室, 砂場, 遊具, 屋外トイレ等  |
| 屋外関係     | 通用門(正・副), 物品庫, 飼育小屋, 倉庫, 危険物倉庫, ゴミ置き場, 駐車スペース等  |
| 留守家庭子ども会 | プレイルーム(約220㎡), 生活ルーム, 便所, 玄関等   |

(注1) 各階児童用便所には多目的トイレを設置すること。

(注2) 理科室, 音楽室, 図工室, 家庭科室は準備室を含む。

(注3) 将来的な児童数増加等に備えて普通教室は最大30学級まで増築可能な設計, 管理諸室(職員室・給食室等)は拡張可能な設計とする。

### (2) 新設小学校と照葉小中学校をつなぐ連絡通路の整備

照葉小中学校と新設小学校の児童生徒の往來の安全性を担保すると同時に、2小1中による一体的な小中連携教育を実現するため、照葉小中学校と新設小学校をつなぐ連絡通路の整備を検討する。

#### 4-3 配置計画等の考え方

##### (1) 校舎

照葉小中学校の児童生徒や教員との連携・交流の促進を図るため、校舎は学校用地の南側に配置することが望ましい。また、必要な諸室を適切に配置するとともに、採光や換気の確保に十分配慮した設計とする。

なお、校舎及び諸室の配置は、将来の校舎増築などにも柔軟に対応できる計画とする。

##### (2) 講堂兼体育館・プール

児童が利用する際に、適切な配置となるよう配慮する。なお、講堂兼体育館は、地震や大規模な水害等の災害発生時には避難場所としての機能を有することに留意する。

##### (3) 運動場

150mトラック、75m直線走路、ソフトボールコート（70m×70m）に加え、遊具配置や運動会時のテント設営を考慮したスペースも確保する。

##### (4) 駐車スペース

地域開放等に対応した駐車スペースを確保する。

##### (5) 校舎へのアプローチ

歩行者と車両のアプローチは明確に区分するよう計画する

###### ① 車両によるアプローチ

保護者、地域住民、納品業者、来客等を想定。

###### ② 歩行によるアプローチ

児童生徒、教員、地域住民、保護者、来客等を想定。

## 5 今日の課題への取り組み（設計課題）

- ・ 小中連携教育の取り組みに最も効果的な施設計画の提案  
2小1中による枠組みの中で小中連携教育をさらに推進していく必要があるため、新設小学校については、近接性を生かした2小1中による一体的な小中連携教育が効果的に機能する施設計画の提案を求める。
- ・ 投資経費を抑制するコンパクト設計の提案  
建築物としての安全性の確保はもちろん、子どもたちがゆとりをもてる快適な空間等を整備するなど、求められる教育環境を充実させつつも、シンプルでできる限りコンパクトな学校施設とし、建設費用を低減させる施設計画の提案を求める。例えば、特別教室を一体的に整備することや階高を低くすることなどの検討が必要となる。
- ・ 将来対応を見据えた施設整備の提案  
学校施設の長寿命化を図るとともに、学校施設の維持管理（大規模改造工事、外壁改修工事、防水改良工事など）にかかるコストをできる限り低減させる提案を求める。
- ・ 環境負荷の低減や自然との共生等を考慮した学校づくりの提案  
東日本大震災以降、電力供給力が大幅に減少しており、学校施設において省エネルギーへの取り組みが重要となっていることから、学校施設は、自然エネルギーや再生エネルギーの活用等を進めていく必要がある。このため、環境負荷低減に配慮した学校づくりを目指して省エネルギーを推進しながらも、快適で健康的な教育環境を実現できる施設計画の提案を求める。  
なお、省エネ設備・機器等の導入については、初期費用やランニングコスト、費用対効果等について検証し、学校施設のライフサイクルコストの縮減を図る。

# 福岡市立中学校空調整備事業に係る特定事業の選定について

## 1 福岡市立中学校空調整備 P F I 事業の概要について

### (1) 事業名称

- ①福岡市立東部地域中学校空調整備 P F I 事業（東区，博多区，南区）
- ②福岡市立西部地域中学校空調整備 P F I 事業（中央区，城南区，早良区，西区）

### (2) 事業規模

- ①東部地域 P F I 事業 東部地域中学校24校の普通教室419教室を整備  
債務負担額（1,087,632千円）
- ②西部地域 P F I 事業 西部地域中学校26校の普通教室510教室を整備  
債務負担額（1,315,262千円）

### (3) 事業期間

平成28年3月から平成41年3月末まで（13年間）  
（設計施工期間：6か月間，維持管理期間：12年7か月間）

### (4) 入札参加資格要件

地域経済の活性化に配慮し，以下のとおり小学校 P F I 事業と同様の市内業者（福岡市内に本店を有する者）の参画要件を設定する。

〈市内業者の参画要件〉

- 代表企業は市内業者であること。
- 空調設備の設計，施工，維持管理等の各業務に必ず1社以上の市内業者が参画すること。
- 入札参加グループを構成する企業の過半数は市内業者とすること。

## 2 特定事業の選定について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に基づき，定量的評価及び定性的評価による客観的評価を行い，中学校空調整備事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定する。

### (1) コスト算出による定量的評価

従来手法で実施する場合の財政負担額と，P F I 方式により実施する場合の財政負担額を現在価値換算額により比較した。

この結果，市の財政負担額は，P F I 方式により実施することにより，6%程度の縮減効果を見込むことができる。

### (2) P F I 方式により実施することの定性的評価

#### ア 空調設備の一括・早期導入

P F I 方式では空調設備の一括導入が可能となり，地域間・世代間の公平性が確保できる。また夏休み期間中の集中的な施工を行うことで，学校教育への影響の低減が図られる。

#### イ 効率的な事業の実施

本市が求める空調設備の性能を定めた上で，設計・施工・工事監理，維持管理，移設等業務を一括して発注することにより，民間事業者の創意工夫による品質の確保と，費用の最小化が期待できる。

#### ウ 財政負担の平準化

空調設備の整備費用を事業期間に渡り割賦払いすることで，財政負担の平準化が図られる。

エ リスク分担の明確化による事業の安定運営

本事業の実施にあたり予め想定されるリスクについて、市と事業者で責任分担を明確化することにより、リスク顕在時の適切かつ迅速な対応が可能となり、安定した事業運営が期待できる。

(3) 評価結果

本事業は、PFI方式で実施することにより、従来手法で実施した場合と比較して、定量的評価において6%程度の財政負担額が削減されることが見込まれ、かつ定性的評価においても高い効果を期待することができる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

3 事業者選定スケジュール（予定）について

| 日 程(予定)    | 内 容            |
|------------|----------------|
| 平成27年 5月8日 | 実施方針等の公表       |
| 7月2日       | 特定事業の選定の公表     |
| 7月2日       | 入札公告           |
| 9月7日       | 入札参加表明受付       |
| 10月9日      | 入札実施（事業提案書の受付） |
| 12月初旬      | 落札者の決定         |
| 12月中旬      | 基本協定書の締結       |
| 平成28年 1月中旬 | 仮契約の締結         |
| 3月議会       | 事業契約議案の上程      |
| 3月下旬       | 事業契約の締結（議会議決後） |
| 8月末        | 空調設備の設置完了      |

4 落札者決定基準

(1) 落札者の決定について

事業者選定にあたっては、事業者選定委員会において、価格審査と性能審査による総合評価を行い最優秀提案者を決定し、選定委員会はその結果を市に答申する。

市は、事業者選定委員会の答申を踏まえて落札者を決定する。

(2) 価格審査（100点満点）

$$\text{価格評価点} = 100\text{点} \times \frac{\text{提案のうち最も低いライフサイクルコスト}}{\text{当該入札参加者の提示するライフサイクルコスト}}$$

(3) 性能審査（100点満点）

| 大項目                 | 中項目                    |
|---------------------|------------------------|
| 事業実施に関する項目<br>(35点) | 事業計画の妥当性               |
|                     | リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保   |
|                     | 地場企業の活用、地域経済への貢献       |
| 設備整備に関する項目<br>(35点) | 設計・施工計画、設計・施工体制の妥当性    |
|                     | 空調設備の特性、学校現場の特性に配慮した設置 |
|                     | 学校現場の特性を踏まえた安全確保       |
| 維持管理に関する項目<br>(30点) | 維持管理計画、維持管理体制の妥当性      |
|                     | モニタリングの仕組みの有効性         |
|                     | 機能性・効率性確保のための配慮        |

## 第1回福岡市総合教育会議について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正法の施行（平成27年4月1日）に伴い、市長と教育委員会による第1回福岡市総合教育会議が開催されたため、下記のとおり報告するもの。

### 1 開催日時等

日 時：平成27年6月5日（金） 13:30～14:50

場 所：福岡市役所15階 講堂

### 2 出席者

市長，教育委員会

### 3 議 事

#### (1) 基本事項

新しい教育委員会制度の概要や福岡市総合教育会議運営要綱(案)、「新しいふくおかの教育計画」の概要及び福岡市の教育の現状について説明を行った。

#### (2) 協議事項

##### ア 福岡市の教育の振興に関する施策の大綱について

- 教育委員会からは、次の理由により、「新しいふくおかの教育計画」は、大綱に代えることができるものであるとの説明を行った。
  - ・ 本計画は、政策推進プランとの整合を図っており、教育の施策の目標や根本となる方針を示していること。
  - ・ 本計画の策定手続きにおいて、市議会や市民から幅広く意見をいただき、反映させていること。
- 市長は、次の理由により、「新しいふくおかの教育計画」をもって大綱に代えることとした。
  - ・ 教育委員会が策定した計画は、マスタープランや市政全般にわたる政策推進の基本方針である政策推進プランとの整合が図られており、施策の目標や方針などが示されていること。
  - ・ 現在、本計画の後期実施計画期間5年間の2年目であり、教育行政を着実に推進していくためには、継続性の担保も重要であること。

##### イ 福岡市の教育の現状と今後の主な取組について

#### ① 不登校の子どもへの支援・いじめの未然防止について

いじめゼロサミットやスクールソーシャルワーカーの増配置などの取組について説明を行い、引き続き各学校で地域との連携を図りながら、しっかりと取り組んでいくことを確認した。

(主な意見)

- ・ いじめ防止の取組は、意識して取り組んでいくことで、認知件数が上がることもあるが、上がることは問題ではなく、いじめを認知した初期の段階から、適切に対応していくことが大切である。
- ・ スクールソーシャルワーカーが持つノウハウを地域の人たちも学んで、みんなで支え

ていくことが大切である。

## ② 国際教育 礎プラン

すべての中学、高校へのネイティブスピーカーの配置や英語教育を推進する人材育成などの取組について説明を行い、できるだけ早い時期から英語に触れることや指導側の体制づくり・スキル向上の必要性について、認識が一致した。

(主な意見)

- ・ 今の子どもたちは、昔に比べて外国人と触れ合う機会が多いので、英語が話せると外国人と意思疎通ができることを教えるなど、子どもたちに英語を学習する自然な動機付けをすることも大事である。
- ・ 使える英語を身に付けるために、ネイティブスピーカー等の生きた英語のシャワーを浴びることは、重要である。

## ③ アントレプレナーシップ教育

1/2 (にぶんのいち) 成人式や立志式、地元起業家等による講話などの取組について説明を行い、これまでの取組が着実に成果を上げていることや、子どもたちの自己肯定感のさらなる向上が、夢やチャレンジする心を持つうえで重要であることなどについて、認識が一致した。

(主な意見)

- ・ 子どもたちに夢や目標を持ってもらうには、起業や創業も含めて様々な仕事の選択肢があることを教えていくことが大事である。
- ・ 1/2 成人式や立志式は、子どもたちにとって、自分を見つめ直したり、自分は何をしたいのかを考える良いチャンスになっており、すばらしい取組である。

(参 考)

### 1 総合教育会議とは

地方公共団体の長が設置、招集し、地方公共団体の長及び教育委員会で構成する、対等な執行機関同士の協議・調整の場。

教育の振興に関する施策の大綱や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等の緊急の場合に講ずべき措置などについて、協議・調整を行い、地方公共団体の長と教育委員会の連携を図るもの。

### 2 教育の施策に関する大綱とは

地方教育行政に関する組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、地方公共団体の長が教育の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針を定めるもの。

※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」

(平成26年7月17日文科省通知抜粋)

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。